

平成22年第9回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成22年4月22日（木）14時00分から14時45分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

清原雅彦、久留百合子、住吉徳彦、太田浩二、二子石竜子
杉光誠（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 荒巻俊彦、理事 中嶋利昭、総務部長 今田義雄、
教育企画部長 清田嘉治、教育振興部長 森下博輝、
総務課長 西牟田龍治、教職員課長 川添弘人、高校教育課長 南野圭史

6 会議

14時00分、清原委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第24号議案「福岡県教職員身体検査審議会委員の人事について」は、住吉委員から、人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

(1) 議事

- ・第23号議案 福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について

南野高校教育課長から、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高等学校段階における外国留学時の認定可能単位数について、上限の拡大を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、清原委員長から、外国留学時の認定可能単位数の上限が30単位から36単位に改正されるとのことだが、県立高校の1年間の標準単位数及び卒業までの必要単位数はそれぞれ何単位なのかとの

質問があった。これに対し、南野高校教育課長から、1年間の標準単位数は30単位で、卒業までの必要単位数は74単位との説明があった。

また、住吉委員から、留学先で単位相当の教育を受けていればよいが、そうでない場合も考えられ、留学時の単位を認定するときに、どのように判断しているのかとの質問があった。これに対し、南野高校教育課長から、制度上、留学先の学校がその国の正規の学校に位置づけられている必要があり、かつ教育内容については各学校長がかなり詳細に日本の教育内容等と照らし合わせながら判断しており、場合によっては認められないこともあり得るとの説明があった。

清原委員長から、他に意見の有無を問い、これについては全員異議なく、第23号議案は原案どおり可決された。

公開審議はここまでとされ、清原委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

・第24号議案 福岡県教職員身体検査審議会委員の人事について

川添教職員課長から、福岡県教職員身体検査審議会委員の任期満了に伴い、福岡県教職員身体検査審議会規則第4条、第5条及び第6条の規定に基づき、委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第24号議案は原案どおり可決された。

清原委員長が閉会を宣言し、14時45分閉会した。